水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

エトキサゾール

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	(RS) - 5 - tert - ブチルー2 - [2 - (2, 6 - ジフルオロフェニル) - 4, 5 - ジヒドロー1, 3 - オキサゾールー4 - イル] フェネトール				
分子式	$C_{21}H_{23}F_{2}NO_{2}$	分子量	359.4	CAS NO.	153233-91-1
構造式		(CH ₃)₃C	OC ₂ H ₅	F	

2. 作用機構等

エトキサゾールはオキサゾリン環を有する殺ダニ剤で、その作用機構はキチン生合成の阻害であり、ハダニ類の卵に対する孵化阻止作用及び幼若虫に対する脱皮阻害作用を有する。本邦での初回登録は1998年である。

製剤は水和剤、くん煙剤が、適用作物は果樹、野菜、豆、花き、樹木等がある。 原体の国内生産量は、41.9t(19年度 *)、41.0t(20年度)、24.2t(21年度)であった。

※年度は農薬年度(前年10月~当該年9月)、出典:農薬要覧・2010・((社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶状細粒 無臭	土壤吸着係数	測定不能 (水溶性が低いため)	
密度	$1.2~\mathrm{g/cm^3}~(20^\circ\mathrm{C})$	オクタノール	$logP_{ow} = 5.52 \pm 0.58 (20^{\circ}C)$	
融点	$101.5^{\circ}\text{C} - 102.5^{\circ}\text{C}$	/水分配係数		
沸点	255℃ で蒸発のため 測定不能	生物濃縮性	BCFss= 860 (試験濃度区: 10ppb) BCFss= 1,200 (試験濃度区: 8.5ppb)	
蒸気圧	7.0×10 ⁻⁶ Pa (25°C)	水溶解度	$7.04 \times 10^{-2} \text{ mg/L } (20^{\circ}\text{C})$	

Ⅱ. 安全性評価

許容一日摂取量(ADI) 0.04 mg/kg 体重/日

食品安全委員会は、平成 20年 2月 21日付けで、エトキサゾールの ADI を 0.04 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。

なお、この値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量4.01 mg/kg 体重/日を安全係数100 で除して設定された。

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1. 非水田使用時の水濁 PEC

使用プ	方法	各パラメーターの値		
剤 型	10%水和剤	I: 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha)	350	
使用場面	非水田	N _{app} :総使用回数(回)	2	
適用作物	かんきつ	A_p : 農薬使用面積(ha)	37.5	
農薬使用量	700 L/10a ¹⁾			
総使用回数	2 旦			
地上防除/航空防除	地上			
施用法	散 布			

¹⁾ 希釈液(希釈倍数 2,000 倍) として。

2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier1} (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時	0.00001307 ···
うち地表流出寄与分	0.00001188
うち河川ドリフト寄与分	0.00000119
合 計 1)	0.00001307 ··· ÷ <u>0.00001 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 1 桁とし、2 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値(案)

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値			0.10	mg/L
以下の算出式により登録	保留基準値を算出し	た。1	1)	
0.04 (mg/kg 体重/日)× ADI	53.3 (kg) × 0.1 平均体重 10 %			0.1066(mg/L)

 $^{^{1)}}$ ADI の有効数字は 1桁であるが、その根拠試験である 2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量の有効数字桁数は 3桁であるため、登録保留基準は有効数字 2桁とし、3桁目を切り捨てて算出した。

<参考>水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準1)	なし
水質要監視項目 2)	なし
水質管理目標設定項目 3)	なし
ゴルフ場暫定指導指針4)	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17年 8月 3日改正前の「農薬取締法第 3条第 1項第 4号から第 7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46年 3月 2日農林省告示 346号)第 4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る 目標値。

^{4) 「}ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」(平成 22 年 9月 29 日付け環水大土発第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知) において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

2. リスク評価

水濁 PEC_{Tier1} =0.00001 (mg/L)であり、登録保留基準値 0.10(mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾	対 ADI 比(%) ²⁾
0.093	4.4

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 20 年 6 月 20 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算